

あはき受領委任開始

今回は国家資格者向けの情報提供です。内容は平成30年7月10日時点の情報を取りまとめたものです。

平成30年6月12日に厚生労働省から、「はり師、きゆう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(保発0612第2号)が通知されました。

これにより柔道整復師に限られていた療養費の受領委任制度が、平成31年1月1日から「あはき」にも導入されることとなりました。来年1月1日から受領委任の取扱いを希望する施術者は、今年7月2日から10月31日までに各地方厚生(支)局への申し出が必要となります。

受領委任を取り入れるかどうかは保険者の判断です。国民健康保険・後期高齢者医療制度・協会けんぽは取り入れる予定ですが、健康保険組合と共済の一部は取り入れないといわれています。

来年1月1日より取り入れる保険者は今年11月30日までに、来年4月1日以降に取り入れる保険者は来年3月1日までにその旨を通知します。通知した保険者は厚労省のウェブページで掲示する予定だそうです。

受領委任が開始された後も、代理受領はなくなるとはなりません。本会が関東厚生局東京事務所へ確認したところ、全ての施術者が受領委任に登録することは現実的ではないため、代理受領はなくなり受領委任に登録するかどうかは店舗の状況により判断いただくようご案内くださいとのことでした。ただし、請求代行を利用されている店舗では団体等の方針により届出が必要になるものと思われる。

現在、国民健康保険等を取り扱っている自治体によっては、償還払い以外認めない地域や特定の団体に所属していないことを理由に、代理受領での申請ができない地域などでは、受領委任の申し出を行うことで利用者が健康保険を利用して施術を受けることが可能となり利便性の向上に繋がると考えられます。

先にも書いたとおり健康保険組合と共済の一部は取り入れない可能性がありますので、どなたでもとはいかない点に注意が必要です。

また、自費治療で運営されている店舗では保険治療の導入により売上額が変動することを考慮する必要があります。

平成30年4月からの制度改定等には以下のようなものもあります。

- はり師・きゆう師も機能訓練指導員の要件に
当面は、はり師・きゆう師以外の機能訓練指導員がいる施設事業所に6カ月以上勤め、機能訓練指導に従事した経験を持つことが要件となっています。
- 接骨院の施術管理者要件の変更
新たに施術管理者として登録する際には、実務経験や研修の受講が必要となり、必要とされる実務経験は平成36(2024)年4月まで段階的に増加します。

ONE POINT

本会では請求代行業務は行っておりません。
内容の確認等は各地方厚生(支)局へお問い合わせください。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています(別途保険料が必要)

国家資格者

会員種別

正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

© JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます©

TEL: 03 (5289) 8171

FAX: 03 (5289) 8173

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-1